

令和 8 年度

志津川小学校いじめ防止基本方針

作成に当たって

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。

また、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が被害者にも加害者にもなり得るものであり、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

さらに、いじめの問題は、加害・被害という二者関係にとどまらず、学級等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性）や、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在とも深く関わっている。そのため、集団全体でいじめを許容しない雰囲気形成することが重要である。

本校は、児童一人一人の尊厳を保持し、「発達を支える」生徒指導の観点から、町・学校・地域住民・家庭その他の関係者と連携しながら、いじめの「未然防止」を含む防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめの問題の克服に向けて取り組む。その指針として、ここに志津川小学校いじめ防止基本方針を策定する。

南三陸町立志津川小学校

目次

I いじめの定義・理解	3
II いじめの防止（未然防止の取組）	4
(1) 基本的な考え方■	
(2) 具体的な措置□	
①いじめについての共通理解	
②いじめに向かわない態度・能力の育成	
③いじめが生まれる背景と指導上の注意	
④自己有用感や自己肯定感を育む取組	
III いじめの早期発見	5
(1) 基本的な考え方■	
(2) 具体的な措置□	
①実態把握と情報共有	
②体制整備とその点検	
IV いじめに対する措置（対応）	6
(1) 基本的な考え方■	
(2) 具体的な措置□	
①いじめの発見・通報を受けたときの対応	
・児童の安全確保	
・組織での対応	
・警察関係機関との連携	
②いじめを受けた児童またはその保護者への支援	
・いじめを受けた児童への対応	
・保護者への説明と支援	
・教育環境の確保	
③いじめた児童への指導及びその保護者への助言	
・再発防止に向けた指導	
・保護者への助言	
・いじめた児童への指導	
④いじめが起きた集団への働き掛け	
・「観衆」「傍観者」を生まない指導	
・望ましい集団づくり	
⑤ネット上のいじめへの対応	
・不適切な書き込みへの対応	

V 重大事態への対処

9

- (1) 重大事態の定義■
- (2) 具体的な措置□
 - ①重大事態発生時の報告
 - ②調査の実施
 - ③再発防止

VI 組織

10

- (1) 生徒指導委員会の設置■
- (2) 生徒指導委員会の役割□
- (3) 生活指導連絡協議会（いじめ問題対策協議会）の設置
- (4) 組織的対応の流れ 【別紙】
- (5) 重大事態発生時の調査組織 【別紙】

学校いじめ防止基本方針 別紙

- 別紙1 組織での対応の流れ
- 別紙2 重大事態発生に係る調査実施のための組織
- 別紙3 学校生活アンケート
- 別紙4 いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）
- 別紙5 いじめ発見のためのチェックシート（教師用）
- 別紙6 いじめ対策年間計画

I いじめの定義・理解

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【2013年（平成25年）いじめ防止対策推進法 第2条第1項より】

- 個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童の立場に立ち、当該児童が感じている被害性を重視して行う。
- 「いじめ防止対策推進法」の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童や周辺の状態のみに捉われることなく、日常的な関わりを通じた見取りや、表情・言動等の変化を丁寧に把握するなどして確認する。
- いじめの認知は、早期発見・未然防止の視点から、特定の教職員の判断に委ねることなく、いじめ防止対策推進法第22条に規定する「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、情報を共有した上で組織的に行う。
- インターネット上で悪口を書かれた当該児童が、その事実を知らず、心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、行為の内容や影響を踏まえ、いじめの未然防止及び拡大防止の観点から、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨に基づき適切に対応する。
- 好意から行った行為が、意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合であっても、いじめに当たると判断したときは、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で、双方の成長と人間関係の回復を目指した指導・支援を行う。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。教育的な配慮や被害者の意向に十分留意しつつ、関係機関と連携した組織的な対応を行う。

【具体的ないじめの様態】

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれにされたり、無視をされたりする。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品を要求される。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

II いじめの防止（未然防止の取組）

（1）基本的な考え方

- 安心して学校生活を送ることができる環境を形成するため、発達を支える生徒指導の視点に立ち、全教職員が連携して、生徒指導の4機能（自己存在感、共感的な人間関係、自己決定、安全・安心な風土づくり）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進する。
- いじめの未然防止及び早期発見の取組の実効性を高めるため、複数の教職員による日常的な見取りや定期的なアンケート調査等を通して児童の状況を把握し、職員間で共通理解を図ると共に、組織的に検証・改善を行う。

（2）具体的な措置

① いじめについての共通理解

- 職員会議、打合せ、校内研修等において、本校児童のいじめの実態や背景、具体的な指導上の留意点、取組の計画及び改善点等について継続的に確認し、全教職員による共通理解を図る。
- 日常的にいじめの問題について取り上げ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という共通理解のもと、いじめを許容しない安全・安心な学校風土を醸成する。また、いじめにつながる具体的な行為を示し、児童への啓発を図る。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じて、道徳教育や人権教育の充実を図ると共に、読書活動、奉仕活動、交流活動、体験活動等を推進し、児童の社会性や他者を尊重する態度を育む。
- 日常の学校生活を通して、自他の意見の相違があっても、互いを認め合い、建設的に調整・解決していく力や、自らの言動が相手や周りに与える影響を考えて行動する力等、円滑な人間関係を築くためのコミュニケーション能力を育成する。
- 「いじめ問題を考える活動」等を通して、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴え合う等、自己決定の場を生かした取組を推進する。
- 「いじめゼロ」を目指し、「みやぎっ子宣言」を受けて児童会で作成した「くろしお宣言」を各教室に掲示し、全校児童への意識啓発を行う。
- 正門脇のフェンスに「あいさつで ころもあため いじめゼロ」の横断幕を掲げ、保護者や地域に啓発する。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- 学習の理解の状況のみならず、児童の心情や家庭での生活・学習状況等にも配慮し、全ての児童が「分かる喜び」や「できる実感」を得られる授業づくりに努める。
- 児童が学校生活の中でストレスを感じた場合に、それを他者に向けるのではなく、相談したり、適切に発散したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 「いじめられる側にも問題がある」等の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

- 教育活動全体を通じて、児童一人一人が役割を持ち、活躍し、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に意図的に設定し、児童の自己有用感を高められるよう努める。
- 教科指導や特別活動等において、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設け、自己肯定感の向上を図る。

Ⅲ いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- いじめは、どの児童にも起こり得るとの認識に立ち、早期発見がいじめの深刻化を防ぐ上で極めて重要であることを全教職員が共通理解する。
- いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断が難しい形で行われることが多いことを全教職員が共通理解する。
- ささいな兆候であっても、「いじめではないか」という被害性を重視した視点を持って捉え、地域や保護者と連携しながら、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、組織的にいじめを積極的に認知する。
- 児童との信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう常にアンテナを高く保つと共に、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、気付きや情報を共有する体制を整える。

(2) 具体的な措置

① 実態把握と情報共有

- 授業中、休み時間、給食時間、放課後の時間等、学校生活のあらゆる場面において、児童の表情や言動、人間関係の変化に目を配る。
- 「学校生活についてのアンケート」を毎月1回実施し、いじめの兆候や児童の悩みの把握に努めると共に、記述内容や回答の変化にも着目して丁寧に分析する。
- 放課後等に教育相談の機会を設け、交友関係や悩みについて児童の声を直接聞き取る。
- PTA総会、学年・学級懇談会、家庭訪問等の機会を活用し、「保護者用のいじめチェックシート(別紙)」の活用や、いじめ・交友関係に関する話題提供を通して、保護者からの情報収集を行う。
- いじめに関する情報や気付きは、生徒指導記録簿に記載すると共に、特定の教職員にとどめることなく、教職員全体で共有する。
- 複数の教職員や、スクールカウンセラー(S C)、スクールソーシャルワーカー(S S W)が教室に入り、気になる児童について多面的に観察する。
- 日頃から、児童及び保護者との信頼関係を構築することに努め、相談につながりやすい関係づくりを推進する。

② 体制整備とその点検

- 児童や保護者が安心して相談できるよう、日常的な関わりを通して、教職員と児童や保護者との信頼関係を継続的に構築する。
- 教職員が児童や保護者の悩みを適切に受け止められているか、学校全体のいじめの早期発見体制が有効に機能しているかについて、「教師用いじめチェックシート（別紙）」を活用し、定期的に体制の点検・見直しを行う。
- 各学級担任から気になる児童について情報を挙げ、スクールカウンセラーが重点的に見回り、声掛けをするなど、専門性を生かした支援が効果的に行われるよう、組織的な連携を図る。

IV いじめに対する措置（対応）

（1）基本的な考え方

- いじめの発見または通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 対応に当たっては、いじめを受けた児童の被害性を最優先に捉え、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童への指導を行う。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上や人間関係の回復等、児童の人格の成長を促すことを目的とした指導を行う。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得ると共に、必要に応じて関係機関と連携し、継続的な支援と再発防止を図る。

（2）具体的な措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

児童の安全確保

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止し、速やかに関係児童の安全を確保する。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった際には、先入観を持たず、真摯に傾聴し、被害性を重視して受け止める。
- いじめの疑いがある行為については、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを受けた児童及び知らせてきた児童の心身の安全を最優先に確保する。

組織での対応

- 発見・通報を受けた教職員は、速やかに情報を共有し、一人で判断・対応することなく、生徒指導委員会を中心に組織的に対応する。
- 生徒指導委員会は、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、被害性を踏まえたいじめの事実の有無を確認する。
- 事実確認の結果については、校長が責任を持って学校の設置者に報告すると共に、被害児童及び加害児童の保護者に対して、適切に連絡する。

警察関係機関との連携

- 必要な教育上の指導を行っても十分な効果が見込めない場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事例の場合には、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署等の関係機関と連携して対処する。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切な支援を求める。

② いじめを受けた児童またはその保護者への支援

いじめを受けた児童への対応

- いじめを受けた児童には、まず担任等が中心となり、本人の訴えを真摯に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自己肯定感や自尊感情を支える対応を行う。
- 担任等は、教師は絶対的な味方であることを伝えるとともに、今後の具体的な支援策を示し、児童が安心できるよう配慮する。
- 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意しながら、継続的な支援を行っていく。

保護者への説明と支援

- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。
- いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- 必要に応じて、複数の教職員による見守り体制等、具体的な安全確保の方策を丁寧に説明し、理解を得るように努める。

教育環境の確保

- いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるような環境の確保を図る。
- いじめを受けた児童の心理的ケアがさらに必要な場合は、SCやSSW等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家と連携し、適切な支援を行う。

③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

再発防止に向けた指導

- いじめたとされる児童からも丁寧に事実関係を聴取し、いじめが確認された場合には、複数の教職員が連携し、必要に応じて専門家の助言を得ながら、いじめをやめさせ、再発を防止するための組織的な指導を行う。

保護者への助言

- 事実確認後、速やかに保護者に連絡し、事実について理解と納得を得る。
- 保護者の不安や心情に寄り添いながら、学校と家庭が連携して児童の成長を支える姿勢を共有し、継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導

- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、被害児童のつらさに気付かせる指導を行う。
- いじめに至った背景や児童が抱える課題にも目を向け、安心・安全を確保しながら、健全な人格の発達を支える視点で指導を行う。
- 犯罪行為として扱われるべき場合には、警察等の関係機関と連携し、毅然とした対応を行う。
- 懲戒等を行う場合には、感情的・一方的なものとならないよう配慮し、行為の悪質性を理解させ、健全な人間関係を築く力を育てることを目的として行う。

④ いじめが起きた集団への働き掛け

「観衆」「傍観者」を生まない指導

- いじめを見ていた児童にも、自分自身の問題として捉えさせ、たとえ止めることができなくても、信頼できる大人に知らせる行動が重要であることを指導する。
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、その行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級活動等において、MAPや構成的グループ・エンカウンター、P4C等の手法を取り入れた仲間づくり活動により仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたりするなど、いじめの問題を自分事として考える体験的な学習を行う。

望ましい集団づくり

- いじめの解決は、形式的な謝罪のみをもって判断するのではなく、児童間の関係修復が図られ、学級・学年全体が安心して活動できる状態を取り戻したかどうかをもって判断する。
- 全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合い、安全・安心な人間関係を築くことができる集団づくりを継続的に進める。

⑤ ネット上のいじめへの対応

不適切な書き込みへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、いじめを受けた児童の被害の拡大を防ぐ観点から、速やかに状況を確認し、削除等の対応を行う。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等が認められる場合には、プロバイダ等に対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに所轄警察署に通報し、関係機関と連携して対応する。

情報モラル教育の推進

- 児童が悩みを一人で抱え込むことのないよう、「宮城県24時間いじめ相談ダイヤ

ヤル」や教育事務所の相談窓口、仙台法務局におけるネット上の人権侵害に関する相談窓口など、関係機関の相談体制について周知する。

- パスワード付きサイト、SNS、無料通話アプリ、携帯電話のメール等を利用したいじめは、大人の目に触れにくく発見が遅れる可能性があることを踏まえ、未然防止の観点から情報モラル教育を推進する。
- 通信事業者や南三陸警察署等の協力による「安全教室」等の取組を実施し、児童だけでなく保護者に対しても、インターネット利用に伴う危険性や適切な利用の在り方について啓発する。

V 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- 次のような事態は、「いじめ防止対策推進法」に定める重大事態に該当する可能性があることを踏まえ、適切に対応する。

- いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等

- いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

※ 「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合などは、状況に応じて重大事態として対応する。

- 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合には、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と判断した場合であっても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 具体的な措置

① 重大事態発生時の報告

- 重大事態が発生した場合には、速やかに学校の設置者（教育委員会）へ報告する。
- 教育委員会の指示の下、事実関係を明確にするための調査を行う。

② 調査の実施

- 重大事態に係る調査は、学校または学校の設置者が主体となり、事実関係を客観的かつ速やかに明らかにすることを目的として行う。
- 調査に当たっては、いじめを受けた児童及び保護者の意向を十分に尊重しながら、必要に応じて外部の専門家等の協力を得て、公平性・中立性を確保する。
- いじめを受けた児童及び保護者に対しては、調査の経過や結果について適切に情報を提供する。

③ 再発防止

- 調査結果を踏まえ、いじめの再発防止に向けた取組を全教職員で共有し、学校全体で改善策を講じる。
- 必要に応じて関係機関と連携し、児童の心のケアや学校環境の改善等に取り組む。

VI 組織

(1) 生徒指導委員会の設置

- 本校におけるいじめの防止等に関する措置については、「生徒指導委員会」を中核として検討し、その内容を職員会議等において全教職員に周知し、組織的に対応する。

(2) 生徒指導委員会の役割

- 構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当学級担任、その他校長が必要と認めた者とする。
- 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等に係る取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正を行う。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集、記録及び共有を行う。
- いじめの疑いに関する情報があった場合には、生徒指導委員会を開催し、いじめに関する情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導及び支援の体制や対応方針の決定、保護者との連携等について組織的に対応する。

(3) 生活指導連絡協議会（いじめ問題対策協議会）の設置

- 構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年部主任、養護教諭、父母教師会会長、副会長、生活指導部長、各学年委員長、主任児童民生委員、警察関係者とする。
- 年2回程度開催し、学校と保護者、地域及び関係機関との連携を図り、いじめ防止に係る協力体制を確立する。

(4) 組織的対応の流れ 【別紙】

- いじめの発見・通報から対応、支援、再発防止までの組織的対応の流れについては、別紙に定める。

(5) 重大事態発生時の調査組織 【別紙】

- 重大事態が発生した場合には、学校の設置者の指示の下、事実関係を明確にするための調査を行う。その際の調査組織の構成及び調査の進め方については、別紙に定める。